

# 第1回 食育部会

日時 令和3年1月15日(金) 午後1時30分～

場所 湧別町保健福祉センター 会議室

## <会議次第>

### 1. 開 会

### 2. 部会長・副部会長の選出

部会長

副部会長

- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| (1) 特別委員の選任について(部会委員名簿) | 2 P |
| (2) 湧別町保健医療福祉協議会について    | 3 P |
| ・湧別町保健医療福祉協議会設置条例       | 4 P |
| ・湧別町保健医療福祉協議会設置条例施行規則   | 5 P |
| ・部会構成名簿                 | 6 P |

### 3. 部会長あいさつ

### 4. 協議事項

#### 1) 諮問事項

- |                              |     |
|------------------------------|-----|
| (1) 湧別町食育推進計画の策定について         |     |
| ① 食育基本法について                  | 資料1 |
| ② 第3次(H28～R2)食育推進基本計画の概要について | 資料2 |
| ③ どさんこ食育推進プラン                | 資料3 |
| 第4次(H31～R5)北海道食育推進計画の概要について  |     |
| ④ 第2期(H29～R3)湧別町総合計画(抜粋)について | 資料4 |
| ⑤ 第2期(R3～R7)湧別町食育推進計画(素案)    | 資料5 |

### 5. 今後のスケジュール(案)

- |       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| 1月15日 | 第1回部会: 計画素案の説明・検討                  |
| 1月下旬  | 第2回部会: 計画素案の検討                     |
| 1月下旬～ | パブリックコメントの実施                       |
| 3月上旬  | 第3回部会: パブリックコメントの結果報告、<br>計画部会案の決定 |
| 3月下旬  | 第2回保健医療福祉協議会(全体会): 答申案の決定          |

### 6. その他

### 7. 閉 会

食育部会構成委員名簿

No.	氏名	役職	所属団体等	委員区分
1	西川 仁史	会長	社会福祉協議会	保健・医療・ 福祉・介護・ 教育関係者
2	山口 甲介	会長	P T A連合会	
3	高橋 茂	理事長	上湧別福祉会	関係機関・団 体の代表者
4	高桑 誠	事務局長	湧別町商工会	
5	野田 直人	参事	J A湧別町	
6	森 義文	参事	湧別漁業協同組合	
7	古川 宏道	園長	みのり幼稚園	
8	松浦三代紀	部長	J Aえんゆう女性部	特別委員
9	佐藤あけみ	部長	湧別漁業協同組合女性部	
10	長谷川昌枝	代表	ヘルシースプーン会	

# 湧別町保健医療福祉協議会について

## 1 協議会設置の背景

従来、保健・医療・福祉に関する施策は、高齢者・介護、健康づくり、障がい者、子育てなどの領域ごとに計画を策定し、それぞれに推進してきました。

近年、少子高齢化の進行、核家族化やライフスタイルの変化、住民意識の変化による地域意識の希薄化・相互扶助機能の低下、生活習慣病の増加、要介護認定者などの援助を必要とする高齢者の増加、国の社会保障制度の改革など、町の保健・医療・福祉施策にも大きな影響を与えており、各分野の計画の整合性を保ちながら、町民・関係機関・団体・町の連携を強化し、保健・医療・福祉施策をより総合的、体系的に進めていくことが必要となりました。

加えて、平成26年4月から施行しました湧別町自治基本条例第14条第1項第2号の規定により、「総合計画の基本構想及び基本計画、部門別の計画及び基本方針等の策定、又は見直し」を実施するときは、町民の参加を求めるものとしていることから、本協議会を平成26年10月1日から設置しております。

## 2 各計画の期間

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
湧別町総合計画	～平成28年度		平成29年度～令和3年度				令和4年度～令和13年度			
保健医療福祉関係個別計画	地域福祉計画	平成28年度～令和2年度					令和3年度～令和7年度			
	健康増進計画	平成28年度～令和4年度							令和5年度～	
	高齢者福祉計画 介護保険事業計画	平成27年度～平成29年度		平成30年度～令和2年度			令和3年度～令和5年度			
	障がい者福祉計画	平成27年度～平成29年度		平成30年度～令和2年度			令和3年度～令和5年度			
	子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援行動計画)	平成27年度～令和元年度					令和2年度～令和6年度			
	食育推進計画	平成28年度～令和2年度					令和3年度～令和7年度			

## 3 委員について

- (1) 協議会 委員25名以内  
※ 保健・医療・福祉・介護及び教育関係者、関係機関・団体の代表者、有識者、公募町民から町長が委嘱。  
ほか必要に応じ、町長が委嘱する「特別委員」が加わる。
- (2) 任期 3年間（令和2年12月22日～令和5年12月21日）
- (3) 報酬等 日額6,400円  
※ 職務に従事した時間（会議時間等）が4時間未満の場合、日額報酬は半額となります。）
- (4) 費用弁償 町の規定による額を支給します。

## 湧別町保健医療福祉協議会設置条例

### (設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、湧別町保健医療福祉協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査、協議する。

- (1) 湧別町保健医療福祉総合計画に関すること。
- (2) 保健、医療及び福祉等に関する各個別計画に関すること。
- (3) 関係機関、団体との連携に関すること。
- (4) 総合的な保健、医療、福祉施策の推進に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健、医療、福祉、介護及び教育関係者
- (2) 関係機関、団体の代表者
- (3) 公募町民
- (4) 有識者

### (任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (特別委員)

第5条 協議会は、特別の事項を調査、協議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、第3条第2項各号に掲げる者の中から町長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査、協議に参加し、当該調査、協議が終了するまでの間在任する。

### (会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の会議は、原則公開する。

### (部会の設置)

第8条 協議会に保健、医療及び福祉等に関する各個別計画の策定、見直しのため、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

### (報酬及び費用弁償)

第9条 委員に報酬を支給する。

2 委員が会議及び職務を行うため旅行するときは、その費用を弁償する。

3 報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、湧別町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成21年条例第43号）の定めるところによる。

### (庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

### (委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

## 湧別町保健医療福祉協議会設置条例施行規則

### (目的)

第1条 この規則は、湧別町保健医療福祉協議会設置条例（平成26年湧別町条例第13号以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (部会の設置)

第2条 条例第8条の規定に基づき、湧別町保健医療福祉協議会に次の部会を置く。

- (1) 高齢者・介護部会
- (2) 保健・医療部会
- (3) 地域福祉部会
- (4) 障害者部会
- (5) 子育て部会
- (6) 食育部会

### (所掌事項)

第3条 前条の部会は、次の事項を所掌する。

- (1) 高齢者・介護部会
  - ア 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定並びに推進に関すること。
  - イ 地域密着型サービスの指定及び運営に関すること。
  - ウ 地域包括支援センターの設置及び運営に関すること。
  - エ その他部会の運営に必要な事項
- (2) 保健・医療部会
  - ア 健康づくり計画の策定並びに推進に関すること。
  - イ その他部会の運営に必要な事項
- (3) 地域福祉部会
  - ア 地域福祉計画の策定並びに推進に関すること。
  - イ その他部会の運営に必要な事項
- (4) 障害者部会
  - ア 障がい者福祉計画の策定並びに推進に関すること。
  - イ その他部会の運営に必要な事項
- (5) 子育て部会
  - ア 子ども・子育て支援事業計画の策定並びに推進に関すること。
  - イ その他部会の運営に必要な事項
- (6) 食育部会
  - ア 食育推進計画の策定並びに推進に関すること。
  - イ その他部会の運営に必要な事項

### (組織)

第4条 部会は、条例第3条に規定する委員及び条例第5条に規定する特別委員をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて各分野に関係する者の出席を求めることができる。

3 部会長は、部会員の互選により選出する。

### (会議)

第5条 部会は、必要の都度部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

### (庶務)

第6条 部会の庶務は、部会を所掌する課において処理する。

### (その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

湧別町保健医療福祉協議会 部会構成名簿

任期: 令和2年12月～令和5年12月

	区分	委員所属	職名	氏名	住所	①高齢者・介護	②保健・医療	③地域福祉	④障がい者	⑤子育て	⑥食育
						高齢者福祉・ 介護保険	健康増進	地域福祉	障がい者福祉	子ども・ 子育て支援	食育推進
						8	8	8	10	9	7
1	①保健・医療・ 福祉・介護・教 育関係者	社会福祉協議会	会長	西川 仁史	中湧別南町	○	○	○	○	○	○
2		民生委員児童委員協議会	会長	後藤 哲司	中湧別南町	○			○	○	
3		PTA連合会	会長	山口 甲介	上湧別屯田市街地					○	○
4		社会教育委員の会	委員	平野 寿雄	上湧別屯田市街地		○			○	
5		国保運営協議会	委員	久保美恵子	芭露	○	○	○			
6		健康づくり推進協議会	会長	深澤 一博	志撫子		○		○		
7	②関係機関・ 団体の代表者	湧別福祉会	理事長	野津 玲子	川西			○	○		
8		上湧別福祉会	理事長	高橋 茂	中湧別中町			○			○
9		自治会連合会	会長	北村 茂	上湧別屯田市街地	○	○	○			
10		商工会	事務局長	高桑 誠	中湧別南町					○	○
11		JAえんゆう	参事	城岡 克利	遠軽町		○		○		
12		JA湧別町	参事	野田 直人	上湧別屯田市街地					○	○
13		湧別漁業協同組合	参事	森 義文	栄町		○				○
14		老人クラブ連合会	会長	中川 哲夫	北兵村三区	○			○		
15		みのり幼稚園	園長	古川 宏道	上湧別屯田市街地					○	○
16	青少年健全育成町民会議	議長	神尾 一明	上湧別屯田市街地			○		○		
17	③公募町民			檜山 淳子	曙町				○	○	
18	④有識者	湧別オホーツク園	施設長	篠田 悟	上湧別屯田市街地	○		○	○		
19		湧愛園	施設長	三好 信一	中湧別北町	○		○	○		
20		社会福祉協議会	事務局長	石川 克己	錦町	○	○		○		
1	特別委員	曾我病院	院長	澁谷 努	中湧別中町	○					
2		ゆうゆう厚生クリニック	医師	加藤 励	中湧別北町		○				
3		上湧別歯科診療所	院長	竹林 秀人	上湧別屯田市街地	○					
4		JAゆうべつ町女性部	副部長	中原 秋美	川西		○				
5		JAえんゆう女性部	部長	松浦三代紀	北兵村三区						○
6		湧別漁業協同組合女性部	部長	佐藤あけみ	登栄床						○
7		はまなすボランティア	事務局	茂木由美子	錦町			○			
8		ヘルシー Spoon 会	代表	長谷川昌枝	中湧別東町						○
計						10	10	9	10	9	10

# 食育基本法

(平成十七年六月十七日法律第六十三号)

最終改正：平成二七年九月一一日法律第六六号

## 前文

第一章 総則(第一条—第十五条)

第二章 食育推進基本計画等(第十六条—第十八条)

第三章 基本的施策(第十九条—第二十五条)

第四章 食育推進会議等(第二十六条—第三十三条)

## 附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規

則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

(目的)



**第一条** この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

**第二条** 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を實現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

**第三条** 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

**第四条** 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

**第五条** 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教

育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

**第六条** 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

**第七条** 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

**第八条** 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

**第九条** 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第十条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

**第十一条** 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

**2** 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

**第十二条** 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

**第十三条** 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

**第十四条** 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

**第十五条** 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

## **第二章 食育推進基本計画等**

(食育推進基本計画)

**第十六条** 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

**2** 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

**3** 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

**4** 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

**第十七条** 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあつては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

**第十八条** 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあつては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

### 第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

**第十九条** 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に

応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

**第二十条** 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

**第二十一条** 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

**第二十二条** 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向

上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

**第二十三条** 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

**第二十四条** 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

**第二十五条** 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

#### **第四章 食育推進会議等**

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

**第二十六条** 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

**第二十七条** 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

**第二十八条** 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。



(委員)

**第二十九条** 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 農林水産大臣以外の国务大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者
- 2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

**第三十条** 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

**第三十一条** この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

**第三十二条** 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

- 2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

**第三十三条** 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

#### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

#### 附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

##### 一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

**第七条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 第3次食育推進基本計画(概要)

- 食育基本法(平成17年6月17日法律第63号)第16条に基づき、「食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」に、食育推進会議(関係閣僚、民間有識者で構成)が作成
- 平成18年3月に最初の計画を作成(平成18年度から22年度まで)し、第3次では平成28年度から32年度までの5年間について定める

### ○第3次計画のポイント

- (コンセプト)「実践の環を広げよう」
- 「第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針」に5つの「重点課題」を掲げる
  - ① 若い世代を中心とした食育の推進
  - ② 多様な暮らしに対応した食育の推進
  - ③ 健康寿命の延伸につながる食育の推進
  - ④ 食の循環や環境を意識した食育の推進
  - ⑤ 食文化の継承に向けた食育の推進

### ○第3次計画の概要

#### 【第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針】

1. 重点課題 (1)若い世代を中心とした食育の推進 (2)多様な暮らしに対応した食育の推進  
(3)健康寿命の延伸につながる食育の推進 (4)食の循環や環境を意識した食育の推進  
(5)食文化の継承に向けた食育の推進
2. 基本的な取組方針 (1)国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成  
(2)食に関する感謝の念と理解  
(3)食育推進運動の展開  
(4)子供の食育における保護者、教育関係者等の役割  
(5)食に関する体験活動と食育推進活動の実践  
(6)我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献  
(7)食品の安全性の確保等における食育の役割

#### 【第2 食育の推進の目標に関する事項】(目標値:平成32年度までの達成を目指すもの)

1. 食育に関心を持っている国民の割合の増加 《現状値》75%⇒《目標値》90%以上
2. 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加《現状値》週平均9.7回⇒《目標値》11回以上
3. 地域等で共食したいと思う人が共食する割合の増加《現状値》64.6%⇒《目標値》70%以上
4. 朝食を欠食する国民の割合の減少 《現状値》子供4.4%⇒《目標値》0%  
《現状値》20歳代～30歳代男性24.7%⇒《目標値》15.0以下
5. 中学校における学校給食の実施率の増加《現状値》87.5%⇒《目標値》90%以上
6. 学校給食における地場産物等を使用する割合の増加 《現状値》地場産物を使用26.9%⇒《目標値》30%以上  
《現状値》国産食材を使用77.3%⇒《目標値》80%以上
7. 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民の割合の増加 《現状値》国民57.7%⇒《目標値》70%以上  
《現状値》若い世代43.2%⇒《目標値》55%以上
8. 生活習慣病の予防や改善のためにふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践している国民の割合の増加  
《現状値》国民69.4%⇒《目標値》75%以上
9. ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合の増加 《現状値》49.2%⇒《目標値》55%以上
10. 食育の推進に関わるボランティアの数の増加 《現状値》34.4万人⇒《目標値》37万人以上
11. 農林漁業体験を経験した国民の割合の増加 《現状値》36.2%⇒《目標値》40%以上
12. 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合の増加 《現状値》67.4%⇒《目標値》80%以上
13. 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合の増加  
《現状値》41.6%⇒《目標値》50%以上  
《現状値》若い世代49.3%⇒《目標値》60%以上
14. 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合の増加  
《現状値》国民72.0⇒《目標値》80%以上  
《現状値》若い世代56.8⇒《目標値》65%以上
15. 推進計画を作成・実施している市町村の増加《現状値》76.7%⇒《目標値》100%

### 【第3 食育の総合的な促進に関する事項】

1. 家庭における食育の推進
2. 学校、保育所等における食育の推進
3. 地域における食育の推進（「食育ガイド」等の活用促進、「健康寿命の延伸につながる食育推進」、「歯科保健活動における食育推進」、「栄養バランスに優れた日本型食生活の実践の推進」、「貧困の状況にある子供に対する食育推進」、「若い世代に対する食育推進」、「高齢者に対する食育推進」、「食品関連事業者等における食育推進」、「専門的知識を有する人材の養成・活用」）
4. 食育推進運動の展開
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
6. 食文化の継承のための活動への支援等
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

### 【第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項】

1. 多様な関係者の連携・協働の強化
2. 地方公共団体による推進計画の作成等とこれに基づく施策の促進
3. 積極的な情報提供と国民の意見等の把握
4. 積極進捗状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用
5. 基本計画の見直し

# 第4次北海道食育推進計画の概要

## 第1章 計画策定の趣旨等

### 1 計画策定の趣旨・目的

- ・ 道では平成17年に「北海道食育推進行動計画」、平成21年に「第2次北海道食育推進計画」（どさんこ食育推進プラン）、平成26年に「第3次北海道食育推進計画」（どさんこ食育推進プラン）を作成し、本道の食育を総合的に推進
- ・ 現計画が平成30年度で計画期間を満了することから、引き続き、本道の食育を総合的に推進するため、食育をめぐる情勢の変化や課題等を踏まえ、第4次北海道食育推進計画を策定

### 2 計画の位置付け

- ・ 「北海道食の安全・安心条例」に規定されている「食育の推進」を具体的に進める計画
- ・ 「食育基本法」に規定する都道府県食育推進計画に位置付け

### 3 計画の期間

- ・ 平成31年度から平成35年度までの5年間

## 第2章 北海道の食育の現状と課題

### 1 社会情勢の変化

- ・ 本道は、高齢者の比率や高齢者世帯の比率（高齢者夫婦のみ及び高齢者単身）が全国平均より高く、今後も上昇の見込み
- ・ 本道の平均寿命は男女とも全国平均より短く、日常生活に制限のない期間である健康寿命との差は男性では8.37年、女性では13.23年

### 2 食育に関する理解と取組

- ・ 道民の食育への関心は減少傾向にあるが、一方で、市町村、団体等における食育の取組事例数は増加傾向にあり、全道的に食育の取組が拡大

### 3 道民の食生活と健康への影響

- ・ 道民の食生活は野菜、果物の摂取量が少なく、児童生徒が毎日朝食を食べている割合が全国平均より低い状況
- ・ 男女とも成人の肥満者の割合が全国平均を大きく上回っており、改善が必要

#### 4 地産地消・体験活動

- ・ 学校給食では、主食（米・パン・麦）と牛乳は、ほぼ全て北海道産食材が活用されるなど、地場産物の活用割合（品目ベース）は、全国平均以上
- ・ 農業体験施設などのグリーン・ツーリズム関連施設の件数は、概ね横ばいで推移

#### 5 環境問題

- ・ 本来は食べられるのに捨てられる「食品ロス」に関して、道が実施した道民へのアンケート調査では、約8割の道民がこの問題を認識している一方で、食品ロス削減に向けた取組は、家庭では65%、外食時では59%にとどまっており、引き続き、食品ロス削減に受けた普及啓発が必要

#### 6 食育推進の基盤

- ・ 市町村食育推進計画の作成率は年々増加していますが、全国平均を下回っており、作成率向上に向けた取組が必要
- ・ 児童生徒の栄養指導及び管理を行う栄養教諭の配置数は全国一だが、一方で、地域の食育を担うボランティアや農林漁業の体験施設などの担い手が高齢化などにより減少

### 第3章 食育の推進方針

#### 1 食育のめざす姿

食育をめぐる課題や情勢変化等を踏まえながら、食育の意義、大切さを改めて考え、関係機関、団体を含め、道民の皆様と役割を分担しながら、食育を効果的に推進し、北海道の食育が目指すゴールが明確となるよう、「めざす姿」を次のとおり設定し、道民の皆様と共有

**【めざす姿】「食」の力で育む心と身体と地域の元気**

#### 2 食育推進の視点

次の4つの視点を踏まえ、取組を推進

「多様性」－ 食育は、道民一人一人の健康づくりにとどまらず、「食」を産み出す産業、環境、文化といった多様な分野と関わるもの

「地域性」－ 食育の取組は身近な食材や生産現場、食文化などに触れながら行われ、各地域で個性を生かした特徴的な食育が進み、受け継がれることで、地域の豊かさを支えることにつながるもの

「継続性」－ 食育は食に関わる課題解決にとって重要な取組。食の課題は、社

会経済構造や国民の意識の変化に起因するものであり、短期間に問題を解決することは困難であることから、取組を継続的に進めることが必要  
「社会性」－ 高齢化の進展、国連による「持続可能な開発目標」(以下「SDGs」)の推進、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催など、社会情勢の変化や世界的な課題等に対応し、効果的な食育の取組を進めることが必要

### 3 基本方針と取組の柱

「めざす姿」を実現するため、「健全な食生活」、「食への理解」、「食育推進体制の強化」をキーワードに次の3つの基本方針を設定し、各基本方針に取組の柱を立て、取組を推進

#### 【基本方針1】 心身の健康を増進する健全な食生活を実践するための食育の推進

食育基本法に掲げる食育とは、「健全な食生活を実践できる人間を育てる」ことであり、栄養バランスの取れた食生活や正しい食習慣を実践することは、食育の根幹をなすものであることから、子どもから高齢者まで生涯を通じて、心身の健康を支える「健全な食生活の実践」を目指す基本方針を設定し、その下に3つの取組の柱を設定

##### 【取組の柱】

- (1) 栄養バランスを考えた食事を実践する
- (2) 基本的な生活習慣を身につけ、規則正しい食生活を実践する
- (3) 高齢者の健康推進を強化する

#### 【基本方針2】 「食」に関する理解を深める食育の推進

道民一人一人が食の生産から消費に至る幅広い段階において、食の循環や環境、地域との関係など様々な視点からの理解と正しい知識を得ることが重要なため、「食への理解を深める」ことを目指す基本方針を設定し、その下に4つの取組の柱を設定

##### 【取組の柱】

- (1) 食と環境の関係を考え、行動する
- (2) 地域の食を知り、伝える
- (3) 地産地消の意義を知り、実践する
- (4) 食に関する情報を正しく理解する



### 【基本方針3】 本道の食育推進体制の強化

地域の食育を担うボランティアや農林漁業の体験施設などの担い手が高齢化などにより減少しているなか、既存の基盤や人材の更なる活用により担い手の確保を図るなど、食に関わる多様な関係者との連携を強化していくことが重要であることから、「推進体制の強化」を目指す基本方針を設定し、その下に3つの取組の柱を設定

#### 【取組の柱】

- (1) 農林漁業者など食に関わる関係者のネットワークを強化する
- (2) 食育を進める人材を育成・活用する
- (3) 食育を推進する基盤づくりを進める

## 第4章 推進施策

### 1 心身の健康を増進する健全な食生活を実践するための食育の推進

#### (1) 栄養バランスを考えた食事を実践する

- ・ 「北海道版食事バランスガイド」(どさんこ食事バランスガイド)などを用いて望ましい食事の組み合わせや食事量、食品の持つ様々な機能性など、食と健康の正しい知識の普及を図る
- ・ 次代を担う子どもたちを対象として、学習機会の創出や学校給食での水産物利用の促進などにより魚食習慣の定着を図る
- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催などスポーツへの関心の高まりを契機として、スポーツと連携した食育を推進

#### (2) 基本的な生活習慣を身につけ、規則正しい食生活を実践する

- ・ 子どもたちの生活習慣の改善に資する各種フォーラム、研修会を開催
- ・ 保育所等における食育計画の策定に向けて、市町村等と連携し、情報提供を行うなど食育が計画的に実施できるよう支援
- ・ 学校給食の準備から片付けまでの一連の指導の中で、配膳、食器の並べ方、食事のマナーなどを習得させるなど学級担任等による給食指導の充実が図られるよう取り組む

#### (3) 高齢者の健康推進を強化する【重点事項】

- ・ 人口減少・少子高齢化社会における健康寿命を延ばすことの重要性や、健康づくりや生活習慣病の予防・改善に向けた食育の必要性について、理解の促進を図る
- ・ 市町村、ボランティア団体、企業、メディア等と連携し、各種広報媒体やイベントなど様々な機会を活用し、高齢者への食育講座や料理教室等を実施するとともに市町村、団体等が実施する取組を支援
- ・ オーラルフレイルは、早期の対応により健康な状態に近づくことができることか

ら、高齢者が定期的な歯科検診を受けたり、介護予防の取組に参加するよう普及啓発を実施

## 2 「食」に関する理解を深める食育の推進

### (1) 食と環境の関係を考え、行動する【重点事項】

- ・ 食品ロスの現状や社会へ与える影響、削減の意義等について、理解の促進を図るとともに、「どさんこ愛食食べきり運動」を道の「北海道SDGs推進ビジョン」に位置付け、持続可能な地域社会形成に向けた北海道全体の主体的な取組として推進
- ・ 市町村や団体、企業、メディア、大学等と連携し、各種広報媒体やイベントなど様々な機会を活用し、「どさんこ愛食食べきり運動」の普及啓発を実施
- ・ クリーン農業や有機農業が環境保全に果たす役割や多様な価値等について、消費者の理解を深めるため、道のホームページや啓発資料等を活用して発信するとともに、消費者等への出前講座、水田での生きもの調査、有機農産物等のPR販売会、農作業体験などを実施

### (2) 地域の食を知り、伝える

- ・ 地域の多様な主体が、食や農林漁業体験等を地域ぐるみで提供する「農村ツーリズム」を推進するため、研修会等を開催
- ・ 採用1年目の栄養教諭等を対象に、農業者宅にホームステイし、農業体験等を行う研修を実施
- ・ 地域の風土や食文化などを生かした北海道らしい食づくりを行うために必要な知識や技術を有する「北海道らしい食づくり名人」の登録を進め、ホームページやメールマガジン等を活用し、食づくり名人の活動を広く紹介するとともに、食づくり名人のネットワーク化を図る

### (3) 地産地消の意義を知り、実践する

- ・ 道民が道産の食品を積極的に選択する「愛食の日(どんどん食べよう道産DAY)」(毎月第3土・日曜日)について、普及啓発等の取組を積極的に推進
- ・ 学校給食に地場産物を積極的に取り入れ、道産食材の特徴や利点への理解を促す取組を推進

### (4) 食に関する情報を正しく理解する

- ・ 食品表示に係る正しい知識の向上のため、事業者等を対象に「食の安全・安心セミナー」を開催
- ・ メールマガジン、ホームページ、SNS等各種媒体を活用し、食品の持つ栄養や機能性など食に関する様々な情報発信を強化するとともに、リスクコミュニケーションの効果的な実施に努める

### 3 本道の食育推進体制の強化

#### (1) 農林漁業者など食に関わる関係者のネットワークを強化する【重点事項】

- ・ 各振興局における食育推進ネットワークの構成団体に、新たに食づくり名人や民間事業者など食に関わる人材を加えネットワークを強化するとともに、食育推進ネットワークが主体となった取組を進める
- ・ 民間団体等が実施する研修会や勉強会において、食育に関する講義を実施

#### (2) 食育を進める人材を育成・活用する

- ・ 栄養教諭等を対象に、「教員育成指標」を踏まえて策定する「教員研修計画」に基づき、教員のキャリアステージに応じた研修や本道の教育課題に対応する専門性・実践的指導力を高める研修を実施
- ・ 道内の個人、団体による優れた食育活動を幅広く周知し、食育に対する関心や食育活動への意欲を高めるため、北海道食育推進優良表彰を実施

#### (3) 食育を推進する基盤づくりを進める

- ・ 食育推進計画を作成していない市町村に対し、道が作成した「市町村食育推進計画作成の手引き」などを活用した助言、他の市町村の優良取組事例に関する情報提供、有識者を交えた意見交換などを行い、計画作成を促進
- ・ 6月の「食育月間」に食育パネル展の開催などにより、食育の普及啓発を集中的に実施

### 4 数値目標

- ・ 肥満者の割合(20-60歳代男性、40-60歳代女性)
- ・ 20歳代女性のやせの割合
- ・ 栄養バランスの改善(野菜摂取量、食塩摂取量)
- ・ 朝食を毎日食べている小・中学生の割合
- ・ 健康寿命(日常生活に制限のない期間)
- ・ 食品ロス削減のために何らかの行動をしている道民の割合
- ・ グリーン・ツーリズム関連施設の開設件数
- ・ 学校給食における地場産物の活用状況
- ・ 北海道米の道内食率
- ・ 道民の小麦需要に対する道産小麦活用率
- ・ メールマガジンによる情報提供
- ・ 食育推進ネットワークが主体となる食育の取組件数
- ・ 北海道らしい食づくり名人のうち伝承名人の割合
- ・ 食育推進計画作成市町村数
- ・ 食育に関心がある道民の割合

## 5 ライフステージに応じた食育のポイント

- ・ 乳・幼児期から高齢期までのライフステージごとのポイントを記載

## 第5章 計画の推進体制

### 1 関係者の役割分担

食育は、その関係する分野が保健、医療、産業振興、教育など多岐にわたることから、食育を効果的に推進していくために、食生活の基本となる家庭における食育の取組はもとより、学校や地域住民、NPOなどボランティア団体、食材を提供する生産者など食関連産業、消費者団体など様々な主体が、それぞれの役割に応じて活動するとともに、こうした主体が情報を共有し、相互に連携・補完しながら、計画の推進に努める

### 2 全道的な推進体制

- (1) 食育に関わる全道の様々な団体で構成する「どさんこ食育推進協議会」において情報を共有するとともに、それぞれの取組についての連携を進め、より効果的、効率的に食育の取組を進める
- (2) 道においては、食育コーディネーターなどの有識者や食育実践者から意見を伺いながら、庁内の関係部局からなる連絡会議などを活用し、連絡調整や計画の進捗状況の点検を行い、食育に関する施策を総合的・計画的に推進

### 3 地域における推進体制

- (1) 地域の特性を生かした施策の立案・実施を担う市町村が中心となり、推進体制を整えながら、学校や生産者などの食関連産業関係者、消費者団体などが連携した取組を進める
- (2) 総合振興局・振興局段階においては「食育推進ネットワーク」を活用し、地域における食育の情報を共有するとともに、市町村や関係団体とも連携した取組を進める

# 第2期湧別町総合計画

平成29年度～平成33年度



人と自然が輝くオホーツクのまち ゆうべつ

# 食育

## 現状と課題

「食」は私たちが生きていくために欠かせないものであり、健康的な生活を送るための基本です。しかし、近年、社会環境がめまぐるしく変わる中、個々のライフスタイルや価値観が多様化し、食生活を取り巻く環境も様々で、朝食の欠食、栄養の偏りに起因する生活習慣病の増加、家族とのコミュニケーションなしに一人で食事をするいわゆる「孤食」の問題、飽食による食物の廃棄、食品の安全性の問題、伝統的食文化が失われる危機等が私たちの食生活に大きな影響を与えています。

これまで、本町の「食」に対する取組は、保健、産業、教育、地域等各分野でそれぞれ取り組んできましたが、町民一人ひとりが食と健康の大切さを自覚するとともに、生涯にわたって健全な食生活を送るため、各関係分野が連携し、「食育」に関する取組を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

一人ひとりの食に対する考え方、食習慣は、長い年月をかけて形成されることから、町民が心身の健康を確保し、生涯にわたって健康で豊かな暮らしを実現するためには、乳・幼児期から高齢期までのライフステージごとの特徴に応じて様々なことを学ぶことが重要です。

また、「食育」は、栄養や健康、食べ物が生産される過程や農林水産業をはじめとする食の関連産業に関すること、食事のマナーや食文化、幼児・学校教育との関わりなど、対象とする範囲が広く、各分野が連携、補完しながら、食育の最も土台となる家庭をはじめ、学校、地域などの生活シーンごとに取組を推進していく必要があります。

本町の食育については、本計画と平成27年度に新たに策定した「湧別町食育推進計画（平成28年度～平成32年度）」と整合性を図りながら推進していきます。

## 基本方針（まちの将来像）

食育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食育の役割と重要性を町民一人ひとりが認識し実践している。</li> <li>・家庭、保育所、幼稚園、学校、福祉施設、生産者・食関連団体、地域・行政が相互に協力して食育活動が活発に実施されている。</li> <li>・本町で生産された豊富な食材を活かした本町らしい食生活が実現している。</li> <li>・学校の体験学習や親子体験を通して、地域の産業について理解が深まっている。</li> </ul>
----	--

## 主要施策

食育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食育の役割と重要性について意識啓発、情報提供及び知識普及を行います。</li> <li>・地場産品への理解向上を促進し、地産地消を推進します。</li> </ul>
----	--

## 施策の達成指標と目標値

指 標		現 状 値	目 標 値 (平成33年度)
全国学力学習状況調査	朝食を毎日食べている児童生徒(毎日・どちらかといえば毎日食べている)	小6 89.9% 中3 92.3%	小学6年生、中学3年生ともに100%
国民健康保険法定報告	BMI値(肥満度指数)が25以上(肥満)の人の割合	成人(40~74歳) 31.8%	28.6%未満(10%減)

第2期

# 湧別町食育推進計画 (素案)

(令和3年度～令和7年度)



令和3年3月

湧 別 町

# 目 次

1	計画策定の趣旨	1
2	「食育」の定義	1
3	計画の性格	1
4	計画の期間	2
5	計画の推進体制	2
6	湧別町の食をめぐる現状と課題	2
	（1）町の概況	2
	（2）食をめぐる社会情勢の変化	2
	（3）食生活の変化と健康への影響	2
	（4）家庭における食事の重要性	3
	（5）食育・地産地消に対する理解と取組	3
7	第1期計画の振り返り	4
	（1）第1期計画の概要	4
	（2）主な施策の実績	4
	（3）第1期計画で定めた数値目標とその実績	6
8	第2期食育推進計画の3つの目標	8
	（1）第2期計画の目標値（主な数値目標）	9
9	ライフステージに応じた食育の推進	10
10	関係者の役割・連携	11
	（1）家庭における食育の推進	11
	（2）保育所等における食育の推進	12
	（3）学校における食育の推進	12
	（4）地域における食育の推進	13
	（5）生産者団体等における食育の推進	13
11	湧別町で取り組んでいる食育関連事業	14
<b>資料編</b>		
	1. 湧別町保健医療福祉協議会設置条例	
	2. 湧別町保健医療福祉協議会設置条例施行規則	
	3. 湧別町保健医療福祉協議会委員名簿	
	4. 食育部会構成委員名簿	



5. 「第2期湧別町食育推進計画（素案）」  
に対する意見応募実施結果 . . . . .
6. 諮問書 . . . . .
7. 答申書 . . . . .
8. 第2期湧別町食育推進計画策定審議経過について . . . . .



## 1 計画策定の趣旨

国は「食育の推進をとおり国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようにすること」を目的とし、平成17年7月に「食育基本法」を制定し、現在は、平成28年度に策定した第3次食育推進基本計画に基づき「食育」を推進しています。

北海道では、国に先駆けて「食育」を推進しており、現在は、平成31年度に策定した第4次北海道食育推進計画「どさんこ食育推進プラン」にもとづき「食育」を推進しています。

湧別町においては平成27年度を初年度とする「第1期湧別町食育推進計画」（平成27年度～令和2年度）を策定し、町民の食に対する意識を育て、健全な食生活の実現に向けた取り組みを進めてきました。

こうしたなか、ライフスタイルの変化と価値観の多様化に伴い、家庭における「共食（一緒に食事をする）」の減少と子を持つ親世代の朝食の欠食、また食習慣の偏りからくる生活習慣病の予防改善、高齢者の低栄養予防等、食をめぐる課題への対応が一層必要であることから、今後も食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

これまでの食育推進計画の成果と、食をめぐる現状・課題・健康診断結果等を踏まえ、また「食」を通して地域と地域の特徴を知り 町民の「食」に関する理解を一層深めるため、第2期湧別町食育推進計画を策定します。

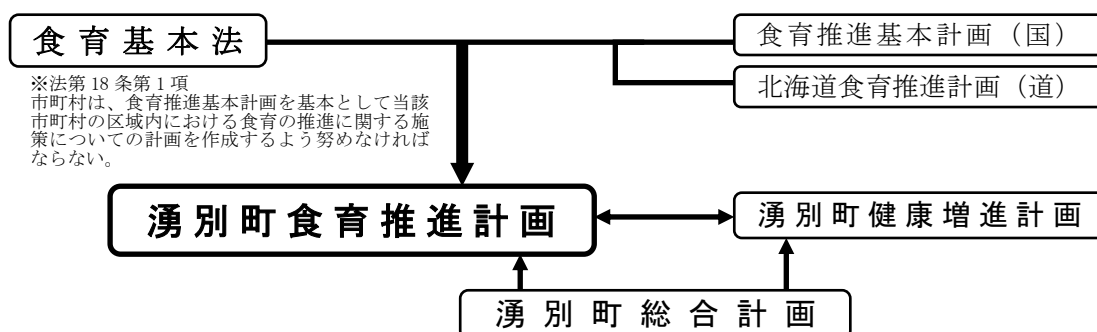
## 2 「食育」の定義

食育とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てることと定義され、生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけられています。（食育基本法前文）

## 3 計画の性格

この計画は、湧別町のまちづくりの基本である「第2期湧別町総合計画」を基に、国の「食育基本法」第18条に基づく市町村食育推進計画として位置づけ、湧別町の食育に関する基本的な考え方を明らかにするとともに、食育を具体的に推進するための総合的な指針として位置づけます。

この計画の推進にあたっては、国の「第3次食育推進基本計画」や「第4次北海道食育推進計画（どさんこ食育推進プラン）」を勘案し、湧別町健康増進計画との整合性を図るものとします。



## 4 計画の期間

この計画の期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、社会状況等の変化に応じて計画の変更が必要になった場合には、随時見直すこととします。

## 5 計画の推進体制

食育は、その関係する分野が保健・医療、産業振興、教育など多岐にわたることから、食育を効果的に推進していくため、食生活の基本となる家庭における食育の取組みはもとより、学校や地域住民、ボランティア団体、食材を提供する生産者をはじめ食関連産業など様々な主体が、それぞれの役割に応じて活動するとともに、こうした主体が情報を共有し相互に連携・補完しながら計画の推進に努めます。

また、湧別町保健医療福祉協議会を中心に、施策の実施状況や計画の進捗状況等の進行管理を行うこととします。

## 6 湧別町の食をめぐる現状と課題

### (1) 町の産業

主要産業は、農業を中心に水産業、林業と第一次産業が基幹産業であり、農業は、オホーツク海沿岸部と山間部を中心に酪農地帯が広がり、内陸平野部ではてん菜、小麦、馬鈴薯の畑作3品を中心に、たまねぎ、ブロッコリー、スイートコーン等の高収益野菜の作付けが行われています。漁業は、沿岸漁業とホタテを中心とした養殖漁業を主体としており、そのほかサロマ湖では、カキ・ホタテガイ養殖が行われています。また、湧別町の森林面積は27,712haで、豊かな森林資源を有しています。

### (2) 食をめぐる社会情勢の変化

栄養や食生活は健康づくりの基本ですが、食に関する知識や意識の低さ、不規則な食生活や偏った食習慣などが課題となっています。

このような背景が、肥満や生活習慣病の増加につながると考えられていますが、湧別町でも、メタボリックシンドローム該当者や予備軍が増加しています。

近年では食に関する簡便化・外部化が進展してきており、平成30年の家庭での食料消費支出における食の外部化率(全国)は43.7%と昭和50年(28.4%)以降上昇傾向で推移しています。

### (3) 食生活の変化と健康への影響

全国的な傾向として、脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足栄養などの栄養の偏りにより、肥満や生活習慣病の増加が問題となっています。湧別町においても増加がみられており、適切な対応が必要とされています。(表1)

(表1) KDBシステム 健診有所見者状況 (令和元年度)

項目		湧別町		北海道		
健診 有所見者状況 (40～74歳)	健診項目		有所見者	有所見率	有所見者	有所見率
	摂取エネルギー過剰	BMI	313	36.4%	69,658	29.9%
		腹囲	303	35.2%	76,739	33.0%
		中性脂肪	170	19.7%	48,800	21.0%
		ALT (GPT)	166	19.3%	36,746	15.8%
		HDLコレステロール	26	3.0%	8,506	3.7%
	血管を傷つける	空腹時血糖	228	26.5%	54,031	23.2%
		HbA1c	488	56.7%	110,247	47.3%
		尿酸	103	12.0%	15,944	6.8%
		収縮期血圧	372	43.2%	107,615	46.2%
		拡張期血圧	166	19.3%	46,043	19.8%
		LDLコレステロール	463	53.8%	127,275	54.7%
	腎臓	クレアチニン	5	0.6%	2,165	0.9%

令和元年度受診者数 861 人 (男性 399 人、女性 462 人)

#### (4) 家庭における食事の重要性

ライフスタイルの変化や食の外部化等食をめぐる環境変化の中で、食習慣の乱れ等が生じています。このため、町民一人一人が家庭において自分や子どもの食生活を大切に、健全な食生活を実践できるよう、適切な取り組みを行うことが必要だと思われれます。

#### (5) 食育・地産地消に対する理解と取組

食べ物を育て作り収穫して、体験を通じて地域の産物を知り、おいしさを味わうことで、食べものと自然を大切に作る心を育み、地産地消の推進が図られると考えます。

食料自給率の向上や食の安全・安心の確保などが大きな課題となる中、引続き、食の大切さについての取組を図っていく必要があります。

## 7 第1期計画の振り返り

第2期計画の策定にあたりこれまでの施策実績や目標達成状況を振り返りました。

### (1) 第1期計画の概要

食育の基本目標

## 『食で育む元気なからだと豊かな心』

町民が生涯にわたって「食」に関心を持ち、元気な「身体」と豊かな「心」を育むとともに、「食育」の推進による“食で元気”なまちづくりを定めました。

### 基本方針

基本方針の実現に向けては、以下の3つの基本方針に分けるとともに基本目標を掲げ施策を展開してきました。

基本方針	基本目標
○基本方針1 健康な食生活を実現する 食育の推進	生涯にわたって健やかで元気な生活を送ることはすべての町民の願いです。乳・幼児期から高齢期まで健康な食生活を実現できるように食育を推進します。
○基本方針2 食を知り心豊かな食生活 を実現する食育の推進	生涯にわたっておいしさや楽しさなど食生活を通じて精神的に満たされ、心豊かな食生活を実現できるように食育を推進します。
○基本方針3 湧別町らしい食生活を実現 する食育の推進	湧別町は豊かな自然の中で、多くの水産物・農産物を生産しています。こうした特色を生かした食生活を実現できるように食育を推進します。

### (2) 主な施策の実績

○基本方針1

・健康な食生活を実現する食育の推進

食の大切さを理解し、健全な食の実践のため、湧別町では各種健診において運動や食習慣改善につながる保健指導や栄養指導、出前講座等による健康教育に取り組んできました。

各小中学校においては、給食指導の他、教科とのかかわりや、総合的な学習、保健事業を通して食育が推進されました。

その結果、朝食を毎日食べている児童生徒の割合が増加傾向にあります。

また、就寝時刻が不規則な児童生徒の割合が増加しており、起床時刻が不規則な児童生徒の割合も改善傾向にあります。

このことから、町民の健康の維持・増進のための食への意識が高まりつつあることが伺えます。

今後も意識啓発とともに、町民一人ひとりの実践が結果につながるよう、身体状況に合わせた保健指導や、乳幼児期から、食生活を見直す取り組みに力を入れていく必要があります。

## ○基本方針2

- ・食を知り心豊かな食生活を実現する食育の推進

家族と朝食を摂る小中学生の割合は減少しています。共食減少の背景には、核家族化やライフスタイルの多様化等による、食形態の変化が課題とされています。

湧別町においても、こうした家庭環境の変化が考えられます。共食は家族等とのコミュニケーションの場だけでなく、食事マナーや協調性、社会性を学ぶ機会でもあります。多様な暮らしに対応し、家庭における「共食」の推進に取り組む必要があります。

今後も望ましい生活習慣の確立と生活リズムの向上を図るため、家庭・学校・地域等が連携する必要があります。

## ○基本方針3

- ・湧別町らしい食生活を実現する食育の推進

学校給食をとおして、地場産品や湧別の地に受け継がれてきた食文化を次世代に伝える取り組みが行われています。地場産品利用率は目標値を達成できませんでしたが、今後も地域の産業や文化への理解を深める機会として、地場産品の活用を積極的に進めていきます。

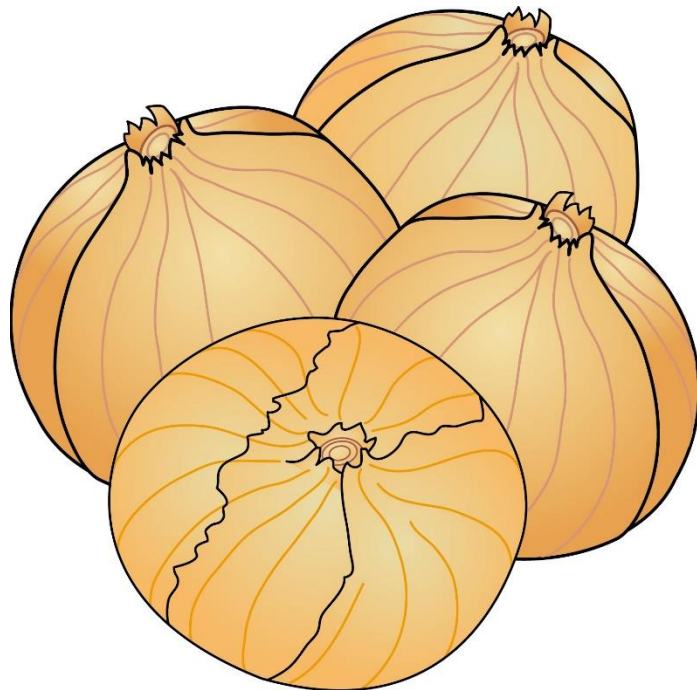


### (3) 第1期計画で定めた目標値とその実績

湧別町食育推進計画（第1期）で目標値を定めた17項目のうち、目標を達成しているものは5目標、目標を達成していないが基準値と比較して数値が改善しているものが3目標、基準値と比較して数値が悪化しているものが9目標となっています。

指 標	対象	基準値	目標値	令和元年度 実績
朝食を毎日食べている児童生徒の割合 ※全国学力学習状況調査(H27)	児童(小6)	81.2%	すべての児童・生徒が食べていることを目指す	96.8%
	生徒(中3)	92.3%		94.7%
就寝時刻が不規則な児童生徒の割合 ※全国学力学習状況調査(H27)	児童(小6)	27.5%	20.0%	4.8%
	生徒(中3)	33.3%	25.0%	23.2%
起床時刻が不規則な児童生徒の割合 ※全国学力学習状況調査(H27)	児童(小6)	13.0%	6.5%	6.3%
	生徒(中3)	3.8%	2.0%	11.6%
幼児(1歳6ヵ月児・3歳児・5歳児)の肥満の割合 ※健康診査結果(H26) (5歳児のみ H27年度)	1歳6ヵ月児	3.6%	2.0%未満	0%
	3歳児	0.0%	現状維持	2.0%
	5歳児	0.0%	現状維持	5.9%
児童・生徒の肥満の割合 ※身体状況実態把握結果(H26)	児童	12.4%	10.0%未満	13.6%
	生徒	12.0%	10.0%未満	12.7%
BMI-25以上の人の割合 ※国保特定健康法定報告(H26)	成人	31.8% 776人中247人	28.6%未満	36.4% 861人中313人
低栄養傾向の高齢者の割合 (65歳以上でBMI-20以下の人の割合) ※国保特定健康法定報告(H26)	65歳以上	3.3%	現状維持	16.2%

指 標	対象	基準値	目標値	令和元年度 実績
学校給食における地 場産物(道内産)の使 用割合 ※学校給食地場産物使用状 況調査(H26)	道内産率	81.4%	現状維持	44.7%
学校給食における食 べ残し (重量ベース) ※学校給食センター独自調 査(H26)	食べ残し率	8.8%	8.0%未満	8.4%
食育ファーム・ふれあ いファームの登録件 数 ※北海道への登録(H 26)	食育ファーム	0件	食を学ぶ機会 を提供できる 農場の設置を 目指す	0件
	ふれあいファーム	1件	現状維持以上	1件





## 8 第2期食育推進計画の3つの基本目標

食育をめぐる現状と課題などを踏まえ、湧別町では食育の推進を効果的に図るため、次の3つの基本目標に基づき、食育を推進します。

基本目標Ⅰ	健康づくりにつながる食育の推進
-------	-----------------

脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足などの栄養の偏りや朝食の欠食は、肥満や生活習慣病の危険因子とされています。また、食品衛生など食品の安全性に関わる知識も健康の維持に必要です。

食べ物と心と体の関係を知るとともに、身体に良い食品を適切に選択できる知識の普及や実践の促進などにより、乳幼児から高齢者まで、健康の維持・増進につながる食育の取り組みを推進します。

基本目標Ⅱ	地産地消と一体となった湧別町らしい食育の推進
-------	------------------------

湧別町は豊かな自然に恵まれ、四季折々の旬を感じさせる食材があり、生産地が近いことから、消費者と生産者の顔が見える関係が築きやすい地域です。

湧別町の基幹産業として農林水産業など食に関連する産業の役割や現状について理解を深めるとともに、地産地消の大切さを知り、地元で生産された豊富な食材を生かした湧別らしい食生活を実現できるように食育を推進します。

基本目標Ⅲ	未来を担う子どもを育む食育の推進
-------	------------------

食育はすべての町民に必要なものですが、特に子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体を培い豊かな人間性を育てていく基礎となるものとして重要です。食育基本法でも、食育を知育・徳育・体育の基礎となるべきものと位置づけられており、湧別町としても学校教育活動の中で食に関する指導などを進めていきます。



## 第2期計画の目標値（主な数値目標）

食育の推進状況を指標により把握し、目標値を設定します。

これらの目標の達成度合いを計画期間4年目（令和6年度）の実績で測ります。

指 標	現状値（令和元年度）		目標値(令和6年度)
朝食を毎日食べている児童生徒の割合 ※全国学力学習状況調査(R1)	児童（小6）	96.8%	すべての児童・生徒が食べていることを目指す
	生徒（中3）	94.7%	
就寝時刻が不規則な児童生徒の割合 ※全国学力学習状況調査(R1)	児童（小6）	4.8%	3.0%
	生徒（中3）	23.2%	20.0%
起床時刻が不規則な児童生徒の割合 ※全国学力学習状況調査(R1)	児童（小6）	6.3%	5.0%
	生徒（中3）	11.6%	7.0%
幼児（1歳6ヵ月児・3歳児・5歳児）の肥満の割合 ※乳幼児健診結果（R1）	1歳6ヵ月児	0.0%	2.0%未満
	3歳児	2.0%	現状維持
	5歳児	5.9%	現状維持
児童・生徒の肥満の割合 ※身体状況実態把握結果(R1)	児童	13.6%	10.0%未満
	生徒	12.7%	10.0%未満
BMI-25以上の人の割合 ※KDBシステム 健診有所見者状況(R1)	成人	36.4% 861人中313人	34.6%未満
低栄養傾向の高齢者の割合 （65歳以上でBMI-20以下の人の割合） ※KDBシステム 保健事業介入支援管理（R1）	65歳以上	16.2%	現状維持
学校給食における地場産物（道内産）の使用割合 ※学校給食地場産物使用状況調査(R1)		44.7%	現状維持
学校給食における食べ残し （重量ベース） ※学校給食センター独自調査(R1)		8.4%	8.0%未満
食育ファーム・ふれあいファームの登録件数 ※北海道への登録(H26)	食育ファーム	0件	食を学ぶ機会を提供できる農場の設置を目指す
	ふれあいファーム	1件	現状維持以上

## 9 ライフステージごとの食育の推進

<b>●乳幼児期（0～5歳）</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・早寝早起きに心がけ、生活リズムを整え三食好き嫌いなく食べる。</li><li>・様々な経験を通し食べることへの興味や関心をもつ。</li><li>・味覚を育てるために薄味の料理で素材のおいしさを楽しむ。野菜の味を味わう。</li></ul>
<b>●学校教育期（6～15歳）</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・欠食せず3食食べる。</li><li>・栄養バランスのよい食事が健康のために必要なことを理解する。野菜の摂取目標量を知る</li><li>・健康診断の結果に関心を持つ。</li><li>・食事の手伝いや調理実習などを通して、食事づくりに関心をもつ。</li><li>・農業体験などにより食べものと自然を大切にすることを育てる。旬の食材を知る。</li></ul>
<b>●青年期（16～24歳）</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・欠食せず3食食べる。</li><li>・肥満や痩身と食事の関連、生活習慣と生活習慣病の関連についての知識と関心を持ち、食生活リズムの自己管理ができる。</li><li>・栄養のバランスや食品の安全性について理解し、食品を正しく選択できるようにする。</li><li>・食品を選択する力と調理技術を身につけ、野菜を使った簡単な調理をすることができる。</li></ul>
<b>●妊娠期・子育て期</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・妊娠高血圧症候群や低出生体重児の出生を予防するために、肥満や痩身、生活習慣病との関連についての知識を持つ。</li><li>・家族が適切な食習慣を築くことができるよう、生活習慣の振り返りや健康を考えた食品の選び方ができる。</li><li>・妊婦自身が健康状態を理解し必要な時期に必要な栄養を摂取できるようにする。</li></ul>
<b>●壮年期・中年期（25～64歳）</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・欠食せず3食食べる。</li><li>・生活習慣と生活習慣病の関連についての知識と関心を持ち、食事の自己管理ができるようにする。</li><li>・野菜摂取目標量を食べる。</li><li>・地元産や旬の食材を料理などに活用する。</li><li>・栄養のバランスや安全性について理解し食品を正しく選択できるようにする。</li></ul>
<b>●高齢期（65歳～）</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・欠食せず3食食べる。</li><li>・郷土料理や行事食、保存食など食文化を楽しむとともに次世代の人々に伝える。</li><li>・孤食傾向になりやすいため、家族や友人などと一緒に楽しく食事をする。</li><li>・加齢にともなう身体機能の変化を理解し、筋肉量低下予防と体調にあった食生活を実践する。</li></ul>

## 10 関係者の役割・連携

食育は、食べ物を生産する農業等をはじめ、栄養や健康、幼少期の教育課程や大人の食に対する意識、食事マナーや食文化など、対象が広く、家庭や学校、地域など、様々な場面で取り組みを進めなければなりません。

第2期湧別町食育推進計画では、家庭、学校、地域などの生活シーンごとに関係者が連携しながら取り組みを進めます。

### (1) 家庭における食育の推進

家庭は最も大切な食育の場です。家族が囲む食卓は、食事のマナーや食文化、栄養に関することなど食に関する様々な知識を学ぶ場であるとともに、家族の健康状態を知る場でもあります。また、食卓での家族とのコミュニケーションは、子どもが豊かな人間性を育むための重要な役割を担っています。

このように、食育の基本となる家庭における食育を充実させる取り組みを進めます。

#### ①食育に関する情報提供

町民が家庭において食育を主体的に取り組めるように、学校給食だよりなどを利用し献立内容や使用食材をお知らせするとともに、早寝・早起き・朝ごはんといった規則正しい生活習慣を身につけるための啓発に努めます。

#### ②家族で楽しむ機会の提供

親子で参加できる料理講習会を開催し、親子が一緒に料理や食事をする事の大切さや、食育に対する関心を高める取り組みを進めます。

#### ③妊産婦、乳幼児を対象とした保健、栄養指導

妊婦、産婦の栄養摂取や健康状態は、胎児、母乳栄養の乳幼児の発育・発達に影響を与えるため、妊娠中、出産後には、保健師、栄養士が訪問をして保健指導を行い、安心して妊娠・産後を過ごし、子育てができるよう栄養について知る機会を設けます。

また、乳幼児期の成長・発達に合わせて必要な栄養が摂れるように、生活リズムや離乳食、幼児食について学ぶ機会として、全戸訪問、乳幼児健診時において各月齢に合わせた保健、栄養指導を行います。

#### ④成人を対象とした食生活改善の推進

偏った食事や、過食・小食、不規則な食事時間などの食習慣の乱れは、生活習慣病と深くかかわっています。健診を受けることで自分の健康状態を知り、食生活や運動等の生活習慣の改善を図ることが大切です。そのためには、健診後はメタボリック・シンδροーム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病の発症予防と重症化予防のための保健指導や栄養指導を通じて健康づくり及び食生活改善を推進します。

### (2) 保育所等における食育の推進

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であり、子どもの成長に応じた食育が必要です。乳幼児が、その生活時間の大半を過ごす場である保育所等では、家庭と連携しながら、食に関する様々な体験や指導に取り組み、望ましい食習慣と豊かな人間性の育成を図ります。

#### ①保育所給食を活用した食育の推進

体験活動により収穫された産物を給食等で利用し、子どもに地域の食材を知ってもらい、地域産業への興味を深めます。

給食を通じ食事のマナーについて関心を持たせ、給食やおやつ時の楽しい雰囲気づくりに努めます。

## ②体験活動

収穫体験や調理体験などを通じ、子どもが食べ物に触れることにより、食への関心を高め、食べ物を大切に作る心を育てる取り組みを進めます。

## ③保護者との連携

連絡ノートやお便りを通じて園児の体調を把握し、早寝早起きの推奨や三食規則正しく食べることの大切さを伝えます。

献立表の配布などを通じて、子どもに対する食育にかかる情報を提供し、家庭内の食育の推進を図ります。

## (3) 学校における食育の推進

学齢期は、身心の発育や発達とともに、体力や運動能力が急速に高まり、個性が確立され、食習慣が形成される大切な時期です。また、一生のうち最も学びに適した時期でもあります。子どもの健全な育成に重要な役割を担う学校では、食習慣を身につけるための取り組みを進めます。

### ①望ましい食習慣を身につけるための環境づくり

食については家庭の役割が重要であることから、献立表を作成し、食に対する関心や理解を深めるとともに、給食だよりなどを利用した啓発活動や給食の試食会などを行うことにより、家庭における健全な食習慣の定着を推進するため、保護者への働きかけを行います。また、学校での食育の中心的役割を果たす栄養教諭を中心に子どもの食育に対する理解をより深めます。

### ②食に関する学習内容の充実

家庭科や総合的な学習の時間などにおいて、調理実習、学校菜園やふれあいファームによる農業体験などの体験を重視した教育活動を推進し、児童・生徒が栄養バランスや食の生産に対する関心や理解を深めるよう努めます。また、保健体育における生活習慣病予防のための指導や、特別活動における健康で安全な生活態度と望ましい食習慣の形成に関する指導を推進します。

### ③学校栄養教諭などによる専門的指導

栄養教諭による学校給食の栄養管理や給食センターの衛生管理など、専門性を発揮した取り組みを進めます。また、バイキング給食や調理実習を通じて、給食の正しい食べ方や健康と食事に関する専門的な指導を行います。

## (4) 地域における食育の推進

地域は、子どもから高齢者まで、様々な世代の人が生活を営む場であり、ライフステージに応じた食生活や豊かな食文化が見られます。

健康づくりや食への関心を高めるとともに、家庭や保育所等、学校などと連携しながら、食育が地域に定着するための取り組みを進めます。

### ①町民への食育啓発

望ましい食習慣を学びながら食を楽しみ、健康づくりを推進する機会を提供するため、栄養や健康に関する講話・調理実習等を実施し、食育についての啓発に努めます。

### ②地域における健康づくり活動の推進

地域における食生活の改善や健康づくりを推進するため、年に1回は健診・検診を受けるよう受診の勧奨に努め、保健指導を含めた栄養指導の充実を図り、食生活の改善を推進するとともに、食育の取り組みの浸透を図ります。

### ③食に関するボランティア団体の活動の充実

食生活サポーター等のボランティアによる健康づくり活動及び食育の取り組みを推進します。

## (5) 生産者団体等による食育の推進

食に対する感謝の気持ちを持つためには、食の供給源となる農畜水産物や農業のもつ素晴らしさ、生産の過程、あるいは生活に与えている恩恵などに関する理解が重要です。湧別町は消費者にとって生産者の現場が身近で、生産物のことを知るにはとても恵まれた環境にあります。

このような地域特性を活かし、農業体験活動や地産地消をとおして、生産者と消費者の交流の促進に取り組むことにより、消費者が、生産者に対する関心を高めるとともに、食や生産物に対する知識を身に付けることに努めます。また、生産者をはじめ、農業漁業関係団体や商工団体などが幅広く連携し食育に取り組むことで、地産地消や地域の活性化にもつなげます。

### ①地産地消の推進

生産者と消費者の信頼関係を構築し、安全で安心な地元農畜水産物への理解と関心の増進を図るため、地産地消を推進します。また、学校給食や保育所給食食材に、地場産農畜水産物の活用を図り、食に関する産業への理解や、食への感謝と郷土を愛する心をはぐくむ取り組みを推進します。

## 1 1 湧別町で取り組んでいる食育関連事業

(平成 30 年度～令和元年度実施分)

分野	事業内容	実施時期・回数等	実施主体等
保育所・幼稚園 児童センター	献立表の発行	通年（毎月）	保育所
	親子給食（保護者試食会）	通年	保育所
	野菜栽培・収穫等の体験、調理	通年	幼稚園 保育所 湧別児童センター
	もちつき会	年 1 回	幼稚園 児童センター
	いちご・とうきび・じゃがいも収穫	年 1 回	保育所
学校	食育授業（家庭科）	通年	中学校
	漁業体験学習	年 1 回	小・中学校
	酪農体験学習	年 1 回	小・中学校
	農業体験学習	通年	小・中学校
	野菜栽培・収穫、調理学習	通年	小・中学校
	敬老参観日	年 1 回	小学校
	給食センター施設見学	通年	各小・義務教育学校
	給食だより・献立表の発行	通年（毎月）	給食センター
	栄養教諭による食の指導	通年	各小・中・義務教育 学校、給食センター
	親子給食（保護者試食会） 各小中義務教育学校・保育所	通年	各小・中・義務教育 学校、給食センター
	バイキング給食 各小中義務教育学校	通年	各小・中・義務教育 学校、給食センター

分野	事業内容	実施時期・回数等	実施主体等
生産者・食関連 団体	各団体健康教室 (健康・栄養講話、調理実習)	通年	J A女性部
	健康講話・調理実習・試食配布(元気 まつり、母子事業等)	通年	食生活サポーター ヘルシー Spoon 会
	体験学習の場・機会の提供・受入れ	通年	漁協 農協 農家・ふれあいファーム
	町内イベントへの農畜水産物販売 湧別鍋(地場食材) 鮭のつかみどり	屯田七夕まつり 産業まつり ほか	漁協 J A ゆうべつ町 J A えんゆう 湧別町商工会
	浜の母さん植樹祭 (大気・水の循環など環境への取組)	年1回	漁協女性部
地域・行政	各団体健康教室 (健康・栄養講話、調理実習)	通年	各自治会
			はまなすボランティア
			サポートセンター芭露
			ライオンズクラブ
			老人会
	元気まつり	年1回	町健康づくり推進 協議会
	ふるさと寺小屋塾 湧ゆう湧くわく体験塾(農園活動)	4~10月	町教育委員会
	おもちカエル(お餅つき)	年1回	児童センター
	育児学級(おやつ作り等)	通年	子育て支援センター
	バランス井料理教室・ 出張バランス井料理教室	通年	町健康こども課
おじいちゃんのクッキング講座	11~3月	芭露・上西東芭露地 区	
妊娠中の食事支援	通年	町健康こども課	
乳幼児健診での食事指導	通年	町健康こども課	



参考資料

新型コロナウイルス感染症の影響により計画に影響が生じた内容

計画名	頁数	計画内容	計画に影響が生じた内容
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	P 36	<p>(1) 令和2年度敬老会の開催（生きがいがづくりの推進）</p> <p>(2) チューリップ生きがい大学の実施 令和2年度：開催回数10回</p>	<p>(1) 令和2年度敬老会式典中止 ※ 新型コロナウイルス感染症防止対策のため、式典を中止し、敬老祝金の贈呈を持参又は郵送で行った。</p> <p>(2) チューリップ生きがい大学 令和2年度：中止 ※ 新型コロナウイルス感染症防止対策のため、開催をすべて中止。</p>
	P 37	<p>(1) 健康相談・健康教育の実施(老人クラブ、ふれあいサロン) 老人クラブ (26団体)：各3回予定 ふれあいサロン (4団体)：各2~3回予定 ※ うち1団体は健康相談のみ毎月予定</p>	<p>(1) 健康相談・健康教育の実施(老人クラブ、ふれあいサロン) 令和2年度 健康相談：実施回数 49回 参加延 533人 健康教育：実施回数 48回 参加延 551人 ※ 新型コロナウイルス感染症防止対策のため、一部の開催を中止。(数値は見込み)</p>
	P 38	<p>(1) 一般介護予防事業の実施回数・参加者延数 令和2年度：開催回数 48回 参加延 1,200人</p>	<p>(1) 一般介護予防事業の実施回数・参加者延数 令和2年度：開催回数 42回 参加延 980人 ※ 新型コロナウイルス感染症防止対策のため、4・5月の開催を中止。(数値は見込み)</p>
	P 39	<p>(1) 特定健診・がん検診の実施</p> <p>(2) 健康相談(相談・面談・訪問)の実施</p> <p>(3) 健康教育(健康測定・講話・実習)の実施</p>	<p>(1) 特定健診・がん検診の実施 新型コロナウイルス感染症防止対策により受診制限を実施</p> <p>(2) 個別健康相談 新型コロナウイルス感染症防止対策による</p> <p>(3) 集団健康教育 開催回数の減少</p>
障がい者基本計画・障がい福祉計画、障がい児福祉計画	P 21	<p>(1) 重度訪問介護 令和2年度：利用者数 1人 利用時間 20時間/月</p>	<p>(1) 重度訪問介護 令和2年度実績見込：利用者数 0人 利用時間 0時間/月 ※ 事業は利用可能であるが、利用者(家族)が新型コロナウイルス感染症のリスクを懸念し利用を控えている。</p>
	P 35	<p>(1) 移動支援事業 令和2年度：実利用者数 10人</p>	<p>(1) 移動支援事業 令和2年度実績見込：実利用者数 6人 ※ 事業は実施しているが、支給決定者(家族)のうち2人が新型コロナウイルス感染症のリスクを懸念し利用を控えている。</p>

計画名	頁数	計画内容	計画に影響が生じた内容
	P 36	<p>(1) 日中一時支援事業 令和2年度：実利用者数 <u>2人</u>/月</p>	<p>(1) 日中一時支援事業 令和2年度実績見込：実利用者数 <u>0人</u> ※ 事業は実施しているが、支給決定者(家族)1人が新型コロナウイルス感染症のリスクを懸念し利用を控えている。(利用を見込んでいた方のうち1人は施設に入所)</p>
食育推進計画	P 21	<p>(1) 元気まつり 令和2年度：開催回数 <u>1回</u> 参加延 <u>689人</u></p> <p>(2) バランス井 令和2年度：開催回数 <u>12回</u> 参加延 <u>99人</u> ※ 参加延は令和元年度実績</p> <p>(3) ヘルシースプーン会 1) 総会：<u>1回</u> 参加 <u>6人</u> 2) 講習会：<u>4回</u> 参加 <u>32人</u> 3) 7か月2歳相談での試食提供：<u>9回</u> 参加 <u>12人</u> 4) 元気まつりでの試食提供：<u>1回</u> 参加 <u>8人</u> 5) たんぽぽ広場での試食提供：<u>1回</u> 参加 <u>2人</u> ※ 参加人数は令和元年度実績</p> <p>(4) 健康教室の実施 自治会や各種団体から依頼を受け、健康教室を実施。 食育に関するもの：<u>8回</u> 参加延 <u>99人</u> ※ 令和元年度実績</p>	<p>(1) 元気まつり 令和2年度：開催回数 <u>0回</u> 参加延 <u>0人</u></p> <p>(2) バランス井 令和2年度：開催回数 <u>5回</u> 参加延 <u>25人</u> (12月現在) ※ 新型コロナウイルス感染症防止対策のため、4～7月の開催を中止。8月から毎月1回実施している。</p> <p>(3) ヘルシースプーン会 1) 総会：<u>1回</u> 参加 <u>13人</u> 2) 講習会：<u>2回</u> 参加 <u>13人</u> 3) ～5)は新型コロナウイルス感染症防止対策のため中止。</p> <p>(4) 健康教室の実施 自治会や各種団体から依頼を受け、健康教室を実施。 食育に関するもの：<u>0回</u> 参加延 <u>0人</u> (12月現在) ※ 5月に民間会社の職員を対象とした健康教室を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症防止対策により中止となった。</p>

※ 地域福祉計画については、計画内容に影響なし